

茨城県報

第 7 4 2 0 号

昭和61年 2 月 3 日

月 曜 日

目 次

規 則

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ●茨城県生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (社会福祉課) | 1 |
|---------------------------------------|---|

ページ

告 示

- | | |
|---------------------------------|---|
| ●字区域の変更 (地方課) | 2 |
| ●保安林の解除予定 (林業課) | 3 |
| ●新規土地改良事業の審査 (2件) (農地管理課) | 3 |
| ●土地改良法に基づく換地処分 (") | 4 |
| ●道路の区域変更 (2件) (道路維持課) | 4 |

(大規模小売店舗審議会)

- | | |
|-------------------------------------|---|
| ●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示 (2件) | 5 |
|-------------------------------------|---|

公 告

- | | |
|---------------------------|---|
| ●聴聞の実施 (4件) (建築指導課) | 6 |
|---------------------------|---|

(霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会)

- | | |
|-----------------------|---|
| ●漁場計画に関する公聴会の開催 | 8 |
|-----------------------|---|

規 則

茨城県規則第 5 号

茨城県生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和61年 2 月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

茨城県生活保護法施行細則 (昭和36年茨城県規則第20号) の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項削り, 同条第 2 項を同条とする。

第17条第 1 項を削り, 同条第 2 項を同条とする。

様式第38号を次のように改める。

様式第38号 削除

様式第39号中「10 収容者名簿又は作業員名簿」を削り, 「記入し当該年度を含む 2 年の歳入歳出予算抄本, 又は歳入歳出予算書を添付し, なお既存の施設にあつては過去 2 年の決算書を添付す

ること」を「記入し、申請日の属する年度の歳入歳出予算書又は歳入歳出予算書抄本及び次年度の予算見込書等を添付すること（既存の施設にあつては、最近 2 年間の決算書を併せて添付すること。）」に改める。

様式第40号中「生活保護法第40条第3項の規定により昭和 年 月 日付茨城県指令第 号をもつて認可がありました」を削り、「(イ) 変更前の内容」を「(1) 変更前の内容」に改める。
「(ロ) 変更後の内容」を「(2) 変更後の内容」に改める。

様式第42号中「生活保護法第40条又は第41条第2項により設置認可がありました」を削る。

様式第46号中「町村市長名」を「市町村名」に、「(又は第3項)」を「(第2項)に」、「(又は運営)の改善(又は事業の停止、廃止又は設置認可の取消)」を「(事業の停止、廃止)」に改め、「命令」の次に「(設置認可の取消し)」を加え、「左記」を「下記」に改める。

様式第48号を次のように改める。

様式第48号 削除

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により明野町長から土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業に伴い町内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

この字区域の変更は、昭和61年2月4日から効力を生ずるものである。

昭和61年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字向上野字御神戸 418の内

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部並びに字富ノ入148、148の2、149、150に隣接する道路の全部を大字向上野字前田に変更

大字向上野字前田 118、119、142の3、146の2から146の12まで、417の内

” 字堀ノ内 120の2

” 字宮ノ脇 124の2

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部並びに字宮ノ脇122、123に隣接する道路の全部、字富ノ入143の1、143の2、148の2に隣接する道路の全部を大字向上野字御神戸に変更

茨城県告示第148号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和61年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
久慈郡里美村大字里川字猿喰（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定された目的 水源のかん養
- 3 解 除 の 理 由 林道用地とするため
（「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び里美村役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第149号

金砂郷村長石崎力から昭和60年11月29日付けで認可申請のあつた中利員地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
中利員地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和61年2月6日から昭和61年2月26日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 金砂郷村役場

茨城県告示第150号

結城郡石下町大字古間木沼新田283番地小林茂久ほか9名から昭和60年10月17日付けで認可申請のあつた鴻ノ巣入地区土地改良事業（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
鴻ノ巣入地区土地改良事業共同施行規約の写し
鴻ノ巣入地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和61年2月3日から昭和61年2月24日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 石下町役場

茨城県告示第151号

昭和61年1月6日付け農管指令第1号をもつて認可した向上野地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和61年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和61年2月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 294号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡守谷町大字乙子 字裏門2667番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 32.00	<small>メートル</small> 543.00	
		最小 10.00		
北相馬郡守谷町大字乙子 字柿ノ沢557の2番地先まで	新	最大 44.60	543.00	拡幅
		最小 25.00		

茨城県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和61年2月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鹿田玉造線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡銚田町大字舟木 字土井林202—42番地から	旧	メートル 最大 21.30 最小 4.40	メートル 3,203.00	
鹿島郡銚田町大字上富田 字沢田18—2番地まで	新	最大 28.00 最小 12.00	3,195.00	拡幅

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第1号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するよう提出して下さい。

昭和61年 2 月 3 日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 草 野 真 男

- 1 届出者の氏名又は名称
豊 島 敏 子
- 2 届出者の住所 土浦市城北町13—13
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
カスミストアー並木店
土浦市並木3丁目8番1号
- 4 開 店 日 昭和61年6月17日
- 5 店 舗 面 積 17㎡
- 6 閉 店 時 刻 午後9時
- 7 休 業 日 数 年間1日
- 8 主として販売する物品の種類
化粧品

茨城県大規模小売店舗審議会告示第2号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するよう提出して下さい。

昭和61年2月3日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 草野真男

- 1 届出者の氏名又は名称
十字屋商事株式会社
- 2 届出者の住所 猿島郡境町2185
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
カスミストア-中村店
土浦市中村南4丁目4番31号
- 4 開店日 昭和61年6月17日
- 5 店舗面積 18㎡
- 6 閉店時刻 午後9時
- 7 休業日数 年間1日
- 8 主として販売する物品の種類
寿司

公 告

●聴聞の実施

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

昭和61年2月3日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 聴聞日時 昭和61年2月19日 午前10時
- 2 聴聞場所 水戸市大町3丁目4番36号 大町ビル3階茨城県会議室
- 3 被聴聞者
住 所 那珂郡東海村大字舟石川747番地の33
氏 名 辻 本 正

登 録 番 号 茨城第1280号
登 録 年 月 日 昭和48年1月30日

-
- 1 聴 聞 日 時 昭和61年2月19日 午前11時
2 聴 聞 場 所 水戸市大町3丁目4番36号 大町ビル3階茨城県会議室
3 被 聴 聞 者
住 所 那珂郡東海村大字舟石川747番地の33
氏 名 辻 本 芳 子
登 録 番 号 茨城第300号
登 録 年 月 日 昭和47年5月18日

-
- 1 聴 聞 日 時 昭和61年2月19日 午後1時
2 聴 聞 場 所 水戸市大町3丁目4番36号 大町ビル3階茨城県会議室
3 被 聴 聞 者
住 所 鹿島郡鹿島町大字平井897番地
氏 名 吉 井 芳 雄
登 録 番 号 茨城第533号
登 録 年 月 日 昭和47年6月29日

-
- 1 聴 聞 日 時 昭和61年2月19日 午前11時
2 聴 聞 場 所 水戸市大町3丁目4番36号 大町ビル3階茨城県会議室
3 被 聴 聞 者
商 号 秀 芳 土 地
代 表 者 辻 本 芳 子
事務所の所在地 那珂郡東海村大字舟石川747番地の33
免 許 番 号 茨城県知事免許(6)第530号
免 許 年 月 日 昭和59年9月24日

-
- 1 聴 聞 日 時 昭和61年2月19日 午後2時
2 聴 聞 場 所 水戸市大町3丁目4番36号 大町ビル3階茨城県会議室
3 被 聴 聞 者
商 号 株式会社 マルヒ
代 表 者 黒 沢 は つ
事務所の所在地 那珂湊市阿字ヶ浦町385番地の1
免 許 番 号 茨城県知事免許(6)第559号
免 許 年 月 日 昭和59年10月8日
-

(霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会)

●漁場計画に関する公聴会の開催

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定に基づき、次により公聴会を開催するから意見を述べたい方は、ご出席下さい。

昭和61年2月3日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会 長 城 取 清 之 助

1 開催日時及び場所

昭和61年2月12日 午前10時30分

土浦市真鍋5丁目17-26 土浦合同庁舎分庁舎3階中会議室

2 案 件 第1種区画漁業権(真珠養殖業)の免許内容等の事前決定について

3 公述の申込み

公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述者」という。)は、公聴会当日の午前10時までに、住所、氏名、年令、職業及び発言内容の要旨を記載した書面を当委員会事務局に提出すること。

4 公述者の範囲 公聴会における公述者の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係のある者

5 そ の 他

その他の事項については、霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会の公聴会及び公開の聴聞に関する手続規程(昭和36年霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会規程第2号)に定めるところによる。

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所